



登録（図形）商標スカイベリー（登録番号第 5811783 号）管理要領（26 類・衣服用き章等に関するもの）

（制定平成 29 年 3 月 24 日）

（目的）

第 1 条 この要領は、いちご品種である栃木 i27 号（登録番号第 23749 号。以下「本いちご」という。）の消費拡大や普及促進を図り、本いちごが広く消費者に親しまれ、定着するために定めた登録（図形）商標スカイベリー（登録番号第 5811783 号。以下「本マーク」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本マークとは、別紙 1 のものとする。

（使用対象）

第 3 条 本マークの使用対象は、別紙 1 に掲げる指定商品区分及び指定商品（以下「本製品」という。）とする。

（商標権）

第 4 条 本マークに関する一切の権利は、栃木県に属する。

（使用条件）

第 5 条 本要領に基づき使用承認に関する申請をし、経営技術課長の承認を受けたものは、本マークを使用することができる。

2 本製品の使用目的は本いちごの消費拡大及び普及促進に限り、営利販売をしてはならない。ただし、本製品を県農政部及び本いちごに関係する農業団体等に無償又は有償（実費）配布することができるものとする。

（使用申請）

第 6 条 本マークの使用者（以下「使用者」という。）は、栃木県が本いちごの消費拡大及び普及促進を目的として使用する場合を除き、あらかじめ、使用承認申請書（様式第 1 号）及びその他必要な資料を添えて、経営技術課に提出しなければならない。

（使用の承認等）

第 7 条 経営技術課長は、第 6 条の規定により提出された申請書について、審査の上、使用承認通知書（様式第 2 号）により使用を承認することが出来る。

2 本マークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、経営技術課長はこれを承認しない。

- 一 スカイベリーのイメージを損なうおそれがある場合
- 二 消費者の利益を害するおそれがある場合
- 三 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 五 その他、経営技術課長が承認することが不相当と認めた場合

3 経営技術課長は、承認を行うに当たり、必要と認める場合には、条件を付することができる。

（本マークの使用料）

第 8 条 本マークの使用料は、無料とする。



(使用上の注意)

- 第9条 本マークの使用は、非独占的になされるものとする。
- 2 本マークは、別紙1に定める「表示における制限」に従い使用すること。
 - 3 その他、本マークの使用に当たっては、以下の各号の条件を全て遵守すること。
 - 一 本マークの一部のみを使用し、変形し、又は他の図形もしくは文字と重ねて使用しないこと。
 - 二 本マークの使用によって、本製品について誤認又は混同を生じさせないこと。
 - 三 本マークを、自己のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。
 - 四 本マーク自体を商品化しないこと。
 - 五 本マークの表示は、本製品の品質等を栃木県が保証するものではないため、当該使用に係る本製品に「栃木県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
 - 六 本製品については、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。
 - 4 使用者は、本マークとともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について、著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものであることを保証すること。

(事故、苦情等の処理)

- 第10条 本マークの使用に関する事故又は苦情については、使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。
- 2 栃木県は、本マークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
 - 3 使用者は、本マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、栃木県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 4 使用者は、本マークの使用に際して故意又は過失により栃木県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を栃木県に賠償しなければならない。
 - 5 栃木県は、この要領により本マークの使用の承認を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(使用状況の報告)

- 第11条 経営技術課長は、本マークの使用状況について使用状況報告書（様式第3号）により報告を求め、又は必要に応じて検査を行うことができる。

(情報の公開)

- 第12条 経営技術課長は、本マークについて、広く使用促進を図る観点から、本マークの使用承認の状況等について、情報を公開することができる。

(承認内容の変更)

- 第13条 使用者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ承認変更申請書（様式第1号）を経営技術課長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認をする場合は、第5条及び6条の規定を準用する。

(使用の取消し)



- 第14条 経営技術課長は、本マークの使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認められる場合及びその他本マークの使用継続が不適當であると認められる場合は、使用承認を取消し、又は使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。
- 2 前項の規定により、使用承認が取り消された場合、当該取消の日から使用することはできないものとする。
- 3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(使用期間)

第15条 本マークの使用できる期間は、使用承認通知書に記載されたとおりとし、最大3ヶ年度とする。なお、申請により更新できるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

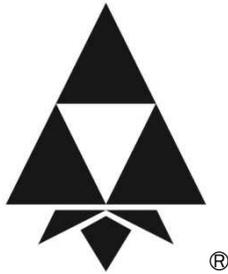
附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行する。



(別紙1)

- 1 本マーク (※®の記載は、製品的美観又は機能を損なう場合は、省略できる)



- 2 本マークが使用可能な指定商品区分及び指定商品について

第26類 衣服用き章(貴金属製のものを除く。)、衣服用缶バッジ(貴金属製のものを除く。)、衣服用ピンバッジ(貴金属製のものを除く。)、衣服用ブローチ、ワッペン

- 3 表示における制限

- 1) 図形を変形させないこと(図形の上下も上記1のとおりとする)。
- 2) 色彩については一色とすること。
- 3) 中央部分は透明とすること。